

目 次

第1章 子どもの健康と保健の意義.....	4
《第1節 子どもの健康の意義》.....	4
《第2節 人口動態統計(厚生労働省)による健康指標》.....	5
第2章 子どもの発育・発達と保健.....	7
《第1節 生物としてのヒトの成り立ち》.....	7
《第2節 身体発育と保健》.....	8
《第3節 生理機能の発達と保健》.....	10
《第4節 精神・運動機能の発達と保健》.....	13
第3章 子どもの疾病と保育.....	15
《第1節 主な疾病の特徴》.....	15
《第2節 感染症の予防》.....	24
《第3節 子どもの看護》.....	29
第4章 子どもの精神保健.....	31
《第1節 子どもの生活環境と精神保健》.....	31
《第2節 発達障害》.....	33
《第3節 注意欠如／多動症(AD／HD)》.....	34
《第4節 言葉の障害》.....	35
《第5節 習癖障害》.....	36
《第6節 うつ病》.....	37
《第7節 強迫性障害》.....	37
《第8節 睡眠障害》.....	38
《第9節 その他の精神保健上の問題》.....	39

第5章 環境及び衛生管理並びに安全管理	42
《第1節 保育環境整備と衛生管理》.....	42
《第2節 子どもの事故の特徴》.....	43
《第3節 事故防止及び安全対策並びに危機管理》.....	44
《第4節 子どもの事故と応急処置》.....	45
第6章 健康及び安全の実施体制	47
《第1節 保育現場における保健活動》.....	47
《第2節 母子保健対策と保育》.....	47

※ 各四角の枠内の同じ記号(A、B、C・・・)の()には、同じ語句が入ります。

※ 「ダイジェスト版」とは、「子どもの保健に関する各種資料ダイジェスト版」のことをいいます。

* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。
また、ご自身でこのPDF教材を紙媒体に印刷し、弊社の許可なく頒布し、またはフリマアプリ・ネットオークション等に出品することは、弊社の知的財産権を著しく侵害する行為であり、これを固く禁止します。

第1章 子どもの健康と保健の意義

《第1節 子どもの健康の意義》

1	<p>世界保健機関（WHO）憲章前文による健康の定義</p> <p>① 官報訳 健康とは、完全な肉体的、（ A ）的及び社会的（ B ）状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。</p> <p>② 公益社団法人日本WHO協会訳 健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、（ A ）的にも、そして社会的にも、すべてが（ C ）状態にあることをいいます。</p>	□□□
2	<p>子ども年月齢による区分</p> <p>新生児：出生後（ A ）未満 乳児：出生後（ B ）未満（新生児を含む。） 幼児：出生後（ B ）以上～小学校就学前 児童・生徒：小学校就学以上～高等学校卒業まで （「学童」とは、主として（ C ）をいう。）</p>	□□□
3	<p>小学校上級生頃以降、心身ともに大きな変化を生じる時期を（ A ）というが、この時期は（ B ）や性差があるため、年齢による明確な区分はできない。</p>	□□□
4	<p>保育所保育指針 第3章 冒頭【抜粋】</p> <p>保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの（ A ）と健やかな生活の基本であり、（ B ）の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所（ C ）における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。</p> <p>また、子どもが、（ D ）に関心をもち、心身の機能を高めていくことが大切である。</p>	□□□

5	<p>保育所保育指針 第3章 1 子どもの健康支援</p> <p>(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握【抜粋】</p> <p>ア 子どもの（ A ）に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、（ B ）的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p> <p>イ （ C ）からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、（ C ）に連絡するとともに、（ D ）と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その（ E ）を生かした対応を図ること。</p>	□ □ □
---	---	-------

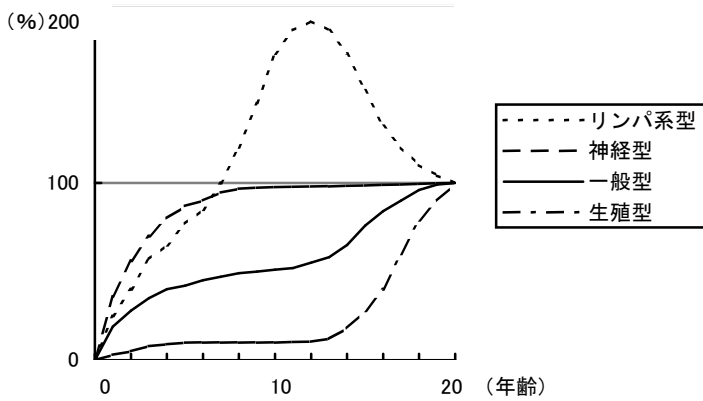
≪第2節 人口動態統計(厚生労働省)による健康指標≫

1	<p>人口動態統計（厚生労働省）による母子に関する主な指標</p> <p>（ A ）率：人口1,000人当たりの年間出生数</p> <p>（ B ）率：その年次の（ C ）歳から（ D ）歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数（おおおむね2.1程度を下回ると人口が減少するといわれている。）</p> <p>死亡率：人口1,000人当たりの年間死亡数</p> <p>乳児死亡率：年間出生数1,000当たりの乳児の死亡数</p> <p>新生児死亡率：年間出生数1,000当たりの新生児の死亡数</p> <p>死産率：年間出産数（出生数＋死産数）1,000当たりの年間死産数</p> <p>周産期死亡率：年間出産数1,000当たりの周産期死亡数</p> <p>*「死産」＝妊娠満（ E ）週以後の死児の出産</p> <p>「周産期死亡」＝妊娠満（ F ）週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの</p>	□ □ □
2	<p>平成28年の出生数は約97万7千人で、前年の約100万6千人より約2万9千人増減少し、出生率は（ A ）で、前年の8.0より低下した。合計特殊出生率は（ B ）で、前年の1.45より低下した。</p>	□ □ □

3	<p>平成28年の死亡数は約130万8千人で、前年の約129万人より約1万7千人増加し、死亡率は（ A ）で、前年の10.3より上昇した。（ B ）による死亡数は約37万3千人で、死亡総数の28.5%を占めて死因順位の第1位となっている。第2位は心疾患、第3位は（ C ）である。</p>	□□□
4	<p>平成28年の乳児死亡率は（ A ）で、前年の1.9より上昇した。新生児死亡率は（ B ）で、前年と同じだった。</p>	□□□
5	<p>平成28年の死産率は21.0で、前年の22.0より低下した。（ A ）率は3.6で、前年の3.7より低下した。</p>	□□□
6	<p>平成28年の妊産婦死亡率（出産10万対）は（ A ）で、前年の3.8より低下した。</p>	□□□
7	<p>平成28年の0～4歳の死因順位の第1位は「（ A ）」であった。</p>	□□□
8	<p>平成28年の低出生体重児（出生体重2,500g未満の乳児）の出生割合は（ A ）%で、前年の9.5より低下した。</p>	□□□

第2章 子どもの発育・発達と保健

《第1節 生物としてのヒトの成り立ち》

1	<p>一般的に、身体が形態的に大きくなることを（ A ）といい、精神面および運動面での機能的成熟のことを（ B ）という。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	<p>スカモン（Scammon, R. E.）の器官別発育曲線</p>  <p>リンパ節や扁桃^{へんとう}など、免疫系に関わる器官の発育を示す（ A ）型は、生後から急速に増加し、10～12歳頃に最大値を示す。 脳、脊髄、視覚器などの発育を示す（ B ）型は、乳幼児期に急速な増加を示す。 呼吸器、心臓・血管、骨、筋肉などの臓器の発育を示す（ C ）型は、生後から成人まで緩やかなS字カーブを描いて増加する。 生殖器の発育を示す（ D ）型は、思春期以降に急速な増加を示す。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	<p>発育・発達には（ A ）性があり、原則として、ある段階から次の段階に飛躍することはない。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	<p>発育・発達には（ A ）性があり、遺伝的に規定された一定の順序で進む。例えば、運動機能の発達は、「首のすわり→寝返り→おすわり→（ B ）→つかまり立ち→ひとり歩き」の順で進む。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>